

合併特例法の第一号

多胡秀人

2021/5/17

先週末、青森銀行-みちのく銀行の統合/合併が発表されました。

「地域銀行は数が多すぎる。地域経済が低迷する中で同じエリア内での再編が進むと考えられていたが、独禁法が阻害要因となっていた。今回、合併特例法の第一号が実現したことで、後続の案件が出てくるだろう。」

このような意見がメディアを中心に発信されていますが、そのような単純な話だとは思えません。

筆者の見解は下記の通りです。

「多くの地域銀行のビジネスモデルは画一的であり、差別化ができない中で消耗している。規模の拡大も一つの方法だが経営統合せずともアライアンスで十分に対応できる。経営統合に関わる多大なコストをかけ、人の融和のためにエネルギーを浪費するよりもコロナ対策に全力投球すべきではないか。ただ、資本が万全ではなく地域へのコミットメントに支障をきたす場合、資本充実の観点からの経営統合はありうる。こういう経営統合で地域シェアが高まって独禁法の適用除外とすることには納得感がある。青森-みちのくも、福井-福邦も、この範疇に含まれるものであり、今後も資本不足にからむ場合以外は再編が起こるとは考えづらい。」

(了)

※※※※本稿の無断転載、お断りします※※※※※